

枚方市監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年12月26日

枚 方 市

監 査 委 員 勝 山 武 彦

監 査 委 員 大 西 正 人

監 査 委 員 岡 林 薫

監 査 委 員 福 留 利 光

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市教育委員会委員長 記虎 敏和

平成26年12月9日付け教社文第212号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成26年12月10日

3. 監査の結果に関する報告

平成26年7月3日付け枚監査第68号

「定期監査の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び意見・要望事項

《社会教育部 文化財課》

○埋蔵文化財緊急発掘調査事業の委託手続について

埋蔵文化財緊急発掘調査事業委託については、仕様書に定められた着手届や完了届が提出されておらず、委託契約書に基づく再委託の承認手続も行われていなかった。

今後は、契約書及び仕様書に基づく書類の授受を確実にするとともに、適切な履行確認を行うよう要望する。

(2) 措置内容

(公財)枚方市文化財研究調査会から、平成26年度の仕様書に定められた着手届等の提出を受けるとともに、委託契約書に基づく再委託の承認手続を行った。

今後再委託について、各年度当初において予め当該年度の再委託業者名、内容、金額及び理由について、文化財課と調査会とで協議の上、調査会からの再委託承諾申請書の提出後、文化財課で審査し、適切であれば調査会に対し書面による承諾を行う。

また、委託者・受託者間での仕様書に記載されている書類（着手届・完了届・完了報告）の提出については、提出書類チェック表を作成し、提出日付を記入していくようにして、提出が確実に行われるようにする。